

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する等の規則【総務局人事部人事課】 4
- 北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局計画部都市交通政策課】 7

### ◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局農林水産部農林課】 8

### ◇ 訓 令

- 北九州市職員出勤簿処理規程及び北九州市職員の名札着用に関する規程の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】 11

### ◇ 消 防 局

- 北九州市消防吏員以外の消防職員の職名等に関する規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令【消防局総務部人事課】 12

### ◇ 上 下 水 道 局

- 北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する等の規程【上下水道局総務経営部総務課】 13

### ◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 15

### ◇ 教 育 委 員 会

- 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則等の一部を改正する等の規則【教育委員会事務局総務部総務課】 2 1
- 北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 2 3

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する等の規則

単純な労務に雇用される職員の職の廃止に伴い、関係規則の規定の整備及び廃止を行うことにしました。

規定の整備及び廃止を行う規則は、次のとおりです。

#### 1 規定の整備を行う規則

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- (2) 北九州市職員の職名等に関する規則
- (3) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

#### 2 廃止する規則

- (1) 北九州市労務職員就業規則
- (2) 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則
- (3) 単純な労務に雇用される北九州市職員の特殊勤務手当に関する規則
- (4) 北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則

この規則は、平成30年7月3日から施行することにしました。

### ◇北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を次のとおり変更することにしました。

改正前	改正後
午前7時30分から午後10時まで	午前7時30分から午後11時まで

この規則は、平成31年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成30年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第39号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号を削る。

(北九州市職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

電話交換手	電話交換の業務を行う職務
自動車運転手	自動車及び特殊自動車の運転を行う職務
自動車整備士	自動車整備士の業務を行う職務
船長	船長の業務を行う職務
航海士	船長等の業務を行う航海士の職務
機関長	船舶機関長の業務を行う職務
機関士	船舶機関士の業務を行う職務
公園業務員	公園等の樹木又は施設の維持作業を行う職務
技能手	自動車整備工等の職務
保育所調理員	保育所等における給食調理、環境整備等を行う職務

	務
守衛	市の庁舎及びその敷地における秩序の維持、警備等を行う職務
動物愛護指導員	動物の愛護及び管理に関する業務等を行う職務
海員	船舶機関員、甲板員等の職務
環境業務員	廃棄物の処理等を行う職務
環境センター労務員	環境センターにおける環境整備等を行う職務
地域交流センター管理員	地域交流センター業務の補助業務を行う職務
防疫員	そ族昆虫駆除等の防疫作業を行う職務
一種業務員	斎場業務員等の職務
二種業務員	用務員、助手等の職務

を

航海士	船長等の業務を行う航海士の職務
機関士	船舶機関士の業務を行う職務

に

改める。

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「、企業職員」を「及び企業職員」に改め、「及び単純労務職員(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和

41年北九州市条例第26号)付則第22項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第2号エを削り、同号オを同号エとする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第5号から第8号まで」を「第4号から第7号まで」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市労務職員就業規則等の廃止)

第4条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北九州市労務職員就業規則(昭和39年北九州市規則第96号)
- (2) 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則(昭和41年北九州市規則第37号)
- (3) 単純な労務に雇用される北九州市職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和41年北九州市規則第72号)
- (4) 北九州市技能労務職の主任の設置に関する規則(昭和43年北九州市規則第31号)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成30年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第40号

北九州市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「午後10時」を「午後11時」に改める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

北九州市公告第443号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る  
手続を開始する。

平成30年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度北九州市林地台帳整備等委託業務
- (2) 業務内容 法務局、福岡県、北九州市及び北九州市森林組合が保有している森林の土地の所有者、所在及び境界に関する情報等を記載した林地台帳及び林地台帳地図の作成を行うもの。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年2月28日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認



められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事務所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でないこと。

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、技術提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

### 3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績及び業務実施体制

ア 業務実績等

イ 業務実施体制

(2) 提案内容評価

ア 林地台帳整備

イ 林地台帳管理システム構築

ウ 定期的な更新への配慮

エ 作業工程

### 4 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2078

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成30年7月13日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎 7階 71 会議室

イ 日時 平成30年7月9日午前10時

(4) 参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成30年7月13日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成30年7月20日正午まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書による。

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程及び北九州市職員の名札着用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年7月3日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程及び北九州市職員の名札着用に関する規程の一部を改正する訓令

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)

第1条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和38年北九州市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第13号ア中「及び北九州市労務職員就業規則(昭和39年北九州市規則第96号。以下「規則」という。)第13条第1項」を削り、同号イ中「及び規則第13条第2項」を削り、同項第15号中「及び規則第15条第1項」を削り、同項第16号中「及び規則第15条の2第1項」を削る。

(北九州市職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市職員の名札着用に関する規程(昭和43年北九州市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 一般職の職員のうち、別に総務局長が定める者

(2) 特別職の職員(別に総務局長が定める嘱託員を除く。)

付 則

この訓令は、平成30年7月3日から施行する。

北九州市消防局訓令第6号

庁中一般

北九州市消防吏員以外の消防職員の職名等に関する規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年7月3日

北九州市消防長 土田久好

北九州市消防吏員以外の消防職員の職名等に関する規程及び北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部を改正する訓令

(北九州市消防吏員以外の消防職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市消防吏員以外の消防職員の職名等に関する規程(昭和43年北九州市消防局訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

一般技術員	一般技術の職務	を
二種業務員	用務員等の職務	

「

一般技術員	一般技術の職務	に
-------	---------	---

」

改める。

(北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程の一部改正)

第2条 北九州市消防吏員以外の消防職員服制規程(昭和45年北九州市消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条(見出しを含む。)中「及び二種業務員」を削る。

付 則

この訓令は、平成30年7月3日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

平成30年7月3日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程等の一部を改正する等の規程

(北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局職員の職名等に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

一般技術員	一般技術の職務	を
浄水技能員	浄水業務を行う職務	
自動車運転手	自動車の運転を行う職務	
自動車整備士	自動車の整備を行う職務	
一種業務員	工事業務員等の職務	
二種業務員	用務員等の職務	

」

一般技術員	一般技術の職務	に
-------	---------	---

」

改める。

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局職員就業規則(昭和39年北九州市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

別表第1中 「一般技術員  
浄水技能員」 を「一般技術員」に改め、同表の備考の欄第2

号中「及び浄水技能員」を削る。

(北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、給料表(2)及び給料表(3)」を「及び給料表(2)」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

第6条中「又は単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）」を削る。

第8条の2第2項中「給料表（3）」を「給料表（2）」に改める。

第32条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則」を削る。

別表第1の給料表（2）を削り、別表第1の給料表（3）を別表第1の給料表（2）とする。

別表第2の給料表（2）級別標準職務表を削る。

別表第3の給料表（2）初任給基準表を削る。

（北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第4条 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成27年北九州市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項から第6項まで及び付則別表を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

（北九州市上下水道局技能労務職の主任の設置に関する規程の廃止）

第5条 北九州市上下水道局技能労務職の主任の設置に関する規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第8号）は、廃止する。

付 則

この規程は、平成30年7月3日から施行する。

## 北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月3日

北九州市交通局長 吉田茂人

### 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号）又は単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市規則第37号）の規定を準用する」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 別表第1の企業職給料表（一）の適用を受ける職員 初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年北九州市人事委員会規則第11号）の規定を準用する。
- (2) 別表第2の企業職給料表（二）の適用を受ける職員 昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4の2の企業職給料表（二）昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第28条中「北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和41年北九州市条例第26号）付則第22項の規定の適用を受ける常勤の職員及び北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）」を「北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）の適用を受ける常勤の職員、北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年北九州市条例第40号）の適用を受ける常勤の職員及び北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）」に改める。

第37条中「、市給与条例別表第6」を「又は市給与条例別表第6」に改め、「又は単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則の適用を受ける職員」を削る。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第4の2（第5条関係）

企業職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	2	14	22
31	3	15	23
32	4	16	24
33	5	17	25
34	6	18	26
35	7	19	27
36	8	20	28
37	9	21	29
38	10	22	30
39	11	23	31
40	12	24	32
41	13	25	33



42	14	26	34
43	15	27	35
44	16	28	36
45	17	29	37
46	18	30	38
47	19	31	39
48	20	32	40
49	21	33	41
50	22	34	42
51	23	35	43
52	24	36	44
53	25	37	45
54	26	38	46
55	27	39	47
56	28	40	48
57	29	41	49
58	30	42	50
59	31	43	51
60	32	44	52
61	33	45	53
62	34	46	54
63	35	47	55
64	36	48	56
65	37	49	57
66	38	50	58
67	39	51	59
68	40	52	60
69	41	53	61
70	42	54	61
71	43	55	62
72	44	56	62
73	45	57	63
74	46	58	63
75	47	59	64
76	48	60	64
77	49	61	65
78	50	62	66
79	51	63	67
80	52	64	68
81	53	65	69
82	54	65	69
83	55	66	70
84	56	66	70
85	57	67	71
86	58	67	71

87	59	68	72
88	60	68	72
89	61	69	73
90	61	69	74
91	62	70	75
92	62	70	76
93	63	71	77
94	63	71	78
95	64	72	79
96	64	72	80
97	65	73	81
98	66	73	81
99	67	74	82
100	68	74	82
101	69	75	83
102	69	75	83
103	70	76	84
104	70	76	84
105	71	77	85
106	71	77	85
107	72	78	86
108	72	78	86
109	73	79	87
110	73	79	87
111	74	80	88
112	74	80	88
113	75	81	88
114	75	81	89
115	76	81	90
116	76	82	91
117	77	82	92
118	77	82	92
119	78	83	93
120	78	83	93
121	79	83	94
122	79	84	94
123	80	84	95
124	80	84	95
125	81	85	96
126	81	85	97
127	81	85	98
128	82	86	99
129	82	86	100
130	82	86	
131	83	87	

132	83	87	
133	83	87	
134		88	
135		88	
136		88	
137		89	
138		89	
139		90	
140		90	
141		91	

付 則

この規程は、平成30年7月3日から施行する。

北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成30年7月3日

北九州市教育委員会  
教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第12号

北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

学校給食監理士	学校給食の監理(調理を含む。)の業務を行う職務	を
校務員	学校の環境の整備等の校務を行う職務	
学校給食調理士	学校給食の調理の業務を行う職務	

」

学校給食監理士	学校給食の監理(調理を含む。)の業務を行う職務	に
---------	-------------------------	---

」

改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号エを削り、同号オを同号エとする。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第5号から第8号まで」を「第4号から第7号まで」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 3 号を削る。

(北九州市教育委員会労務職員就業規則等の廃止)

第 4 条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北九州市教育委員会労務職員就業規則 (昭和 39 年北九州市教育委員会規則第 29 号)

(2) 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則 (昭和 41 年北九州市教育委員会規則第 5 号)

(3) 北九州市教育委員会技能労務職の主任の設置に関する規則 (平成 18 年北九州市教育委員会規則第 13 号)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年7月3日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程（昭和45年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「（労務職員を除く。）」を削り、「北九州市立学校職員出勤簿処理規程」を「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程」に改める。

付 則

この訓令は、平成30年7月3日から施行する。